

**次世代育成支援対策推進法に基づく
地域行動計画による措置の実施状況の公表状況等に関する
調査結果について
(平成18年10月1日現在)**

地方公共団体(都道府県、市区町村)における次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、平成18年10月1日現在ですべて策定済みとなったところである。当該行動計画に基づく措置の実施状況については、毎年少なくとも1回、公表しなければならないこととされている。また、地域における次世代育成支援の推進に必要な措置について協議するため、地方公共団体は地域協議会を組織することができることとされている。

このため、平成18年10月1日現在の行動計画に基づく措置の実施状況の公表状況等について調査したところ、結果は次のとおりであった。

1 地域行動計画の公表状況

(1) 都道府県

全都道府県において公表済み。

【公表方法】	ア ホームページに掲載	46都道府県
(複数回答)	イ 広報に掲載	19都道府県
	ウ その他(概要版の配布等)	25都道府県

(2) 市区町村 (括弧内の割合は平成18年10月1日現在の市区町村数(1,840市区町村)により算出。以下同じ。)

①公表済み 1,770市区町村(96.2%)

【公表方法】	ア ホームページに掲載	789市区町村
(複数回答)	イ 広報に掲載	822市区町村
	ウ その他(概要版の配布等)	995市区町村

②未公表 70市町村(3.8%)

2 地域行動計画に基づく措置の実施状況の公表状況

(1) 都道府県

①公表済み 36道府県(76.6%)

【公表方法】	ア ホームページに掲載	30道府県
(複数回答)	イ 広報に掲載	2県
	ウ その他(協議会等へ報告等)	19道府県

②未公表 11都道府県(23.4%)

(2) 市区町村

①公表済み 823市区町村(44.7%)

【公表方法】	ア ホームページに掲載	230市区町村
(複数回答)	イ 広報に掲載	366市区町村
	ウ その他(協議会等へ報告等)	412市区町村

②未公表 1,017市区町村(55.3%)